

「南海トラフ巨大地震・津波の脅威と減災対策」啓発動画制作業務仕様書

1 業務の名称

「南海トラフ巨大地震・津波の脅威と減災対策」啓発動画制作業務

2 目的

南海トラフ巨大地震・津波による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが防災意識を高め、避難対策などに主体的に取り組むことが重要である。

そのため、新たな津波浸水想定結果に基づき、水害リスクを視覚的に理解できる内容に加え、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」の実施による減災効果を視覚化した啓発動画を制作し、県民の防災意識の向上及び避難行動の促進を図るための啓発を実施する。

3 業務内容

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

(2) 動画制作

① 内容

以下の（A）、（B）を織り込んだ内容とする。（詳細は「特記仕様書」を参照）

（A）地震・津波の脅威編

新たな津波浸水想定結果に基づき浸水深・浸水範囲等を再現したリアルな津波CGアニメーションを活用し、南海トラフ巨大地震・津波による水害リスクを分かりやすく示す。

（B）減災対策編

家具固定や食料・生活必需品の備蓄等、県民が取り組むべき減災アクションを分かりやすく示す。

また、県民が減災アクションを実施した場合の減災効果について、図表や映像表現等を活用して視覚的に示す。

② 構成

区分	内容	動画形式	本数
（ア）	本編動画	・横動画（約5～8分） ・字幕なしと字幕あり（日本語・英語）の両方を作成	1本
（イ）	ショート動画 （県民が取り組むべき減災アクション） 【例】 ・南海トラフ地震・津波避難 ・家具の固定率 ・自宅備蓄の促進	・横・縦動画（各15秒または30秒） （縦動画はデジタルサイネージで使用） ・字幕なしと字幕あり（日本語・英語）の両方を作成	横・縦動画 各3本

③ 用途

県施設等での放映、県ホームページへの掲載、SNS（YouTube、X等）による配信、デジタルサイネージでの放映等

④ 画質

HD以上とする。

(3) 効果

ナレーション、音楽、タイトル、文字スーパー等を挿入する。

(4) 撮影

映像素材は、①提案者が保有する既存の映像素材、②県から提供する写真・図画を利用するほか、必要なものは、受託者が新たに撮影、制作または入手（著作権などの調整は、受託者で行う）する。

津波CGアニメーションは、新たな浸水想定結果に基づく浸水深・浸水範囲等を反映した内容とする。

(5) アクセシビリティ

動画は、高齢者や障がい者を含めたすべての人に理解しやすい内容にする。

4 仕様の確認

- (1) 受託者は、県と適宜打合せを実施するなど円滑な事業進行管理や意思疎通に努める。
- (2) 県による確認を複数回行い、契約履行期間内で訂正指示のあった箇所についてはその都度対応する。

5 成果品

- (1) 受託者は、上記4(2)に基づき対応し完成させた以下の①②の成果品（ドラフト）を、5(2)の納期に先立って県に納品する。
 - ① 県内部関係者確認用絵コンテ（動画の内容が簡単にわかるもの）
 - ② 上記の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）
※横動画及び縦動画（デジタルサイネージ用）を含む
- (2) 受託者は、上記4(2)に基づき対応し完成させた以下の①～③の成果品（完成版）を、令和9年3月31日(水)までに県に納品する。
 - ① 動画を収録したDVD（カラー写真表紙入り、チャプター構成を1枚に収録）25部
 - ② 映像素材の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）
 - ③ 上記の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）
※横動画及び縦動画（デジタルサイネージ用）を含む

6 著作権

本業務により制作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、動画の認知度向上を図るための広報・周知方法について提案するものとする。
- (2) 広報提案に当たっては、YouTube広告、SNS広告、デジタルサイネージ等を含め、兵庫県民を対象とした効果的な情報発信手法を提案すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度協議して決定する。

「南海トラフ巨大地震・津波の脅威と減災対策」啓発動画制作業務特記仕様書

企画提案書の検討にあたっては、以下を参照のうえ、検討願います。なお、本特記仕様書の記載内容は本動画の構成を体系的に示したものであり、項目順及び項目数の大小について規定するものではありません。また、動画の内容については例示であり、提案者によるアイデアの提案を妨げるものではありません。

実際の映像や図表のほか、イラストやCG、アニメーション等を用いても構いません。

(ア) 地震・津波の脅威編

項目	内容	映像・表現例
(1) 過去の大規模災害の被害概要の紹介	日本各地で発生した大規模地震の被害状況を紹介	阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の被災写真・映像を表示し、被害概要を簡潔に紹介
(2) 地震発生仕組みと脅威・危険性の紹介	地震発生仕組みや、それに伴う揺れ・津波等の脅威・危険性を紹介	イメージ映像、CG アニメーションで表現 津波では、水深 30cm 程度でも人が流される危険があることをわかりやすく表現
(3) 兵庫県の被害想定	新たな被害想定結果（令和 8 年度公表）に基づく兵庫県の被害想定を紹介	人的被害、建物被害、ライフライン被害等をグラフ等で紹介
(4) 津波 CG アニメーション（南あわじ市（福良港周辺）とその他 2, 3 カ所の地点）	新たな浸水想定結果（令和 8 年度公表）に基づく浸水状況を CG アニメーションで表現	浸水深・浸水範囲等を CG アニメーションで表現
(5) 避難行動の啓発	津波から命を守るための適切な避難行動を紹介	「ひょうご防災ネット」「CG ハザードマップ」の活用、高台への避難、避難場所・経路の事前確認等を映像や図解で紹介

(イ) 減災対策編

項目	内容	映像・表現例
(6) アクションプログラムの概要と減災アクションの紹介	アクションプログラムの概要及び県民が取り組むべき減災アクションを重点的に紹介	家具固定、備蓄等の取組を映像・写真・イラスト等でわかりやすく表現
(7) 減災効果の可視化	県民が減災アクションを実施した際の減災効果を示す	減災効果をグラフ等でわかりやすく表現
(8) (5)以外の県が実施する防災・減災事業の紹介	県が実施する各種防災・減災事業を紹介	映像・写真等でわかりやすく表現
(9) エンディング	県民への行動喚起	防災意識の向上や具体的な備えの実践を促すメッセージを示す

【制作上の留意事項】

- ・ 動画全体の尺は概ね 5 分程度とし、テンポよく視聴できる構成とすること
- ・ 過去の災害事例については個別の詳細な解説は行わず、被害概要を簡潔に紹介すること
- ・ 津波 CG アニメーションについては、新たな浸水想定結果を反映するとともに、県民が自らの地域におけるリスクを具体的にイメージできる内容とすること
- ・ 次期アクションプログラムの概要説明に加え、県民一人ひとりが実践できる減災アクションを重点的に紹介すること
- ・ 減災効果については、県民による取組の有無による被害軽減効果を視覚的に表現し、「備えることで被害を減らすことができる」ことが理解できる内容とすること
- ・ 専門的な内容については、図表、イラスト、CG 等を活用し、県民にとって分かりやすい表現とすること
- ・ ナレーション及びテロップは、幅広い年齢層が理解しやすい表現とすること